

## 議案第1号

### 小規模特認校制度の導入について

特色ある教育活動が展開されている小規模校において、教育を受けることを希望する児童生徒や保護者に対し、一定の条件のもとで市内のどこからでも転入学を認める小規模特認校制度を下記のとおり導入する。

令和6年1月18日

山陽小野田市教育委員会  
教育長 長友 義彦

### 記

#### 1 小規模特認校制度の導入について

##### (1) 特認校制度

「学校選択制」の一形態であり、特定の学校について、通学区域に関係なく、市内全域から就学を認める制度。

##### (2) 小規模特認校の指定校

山陽小野田市立厚陽小学校

山陽小野田市立厚陽中学校

##### (3) 導入の目的

少人数のきめ細かな指導や地域資源を生かし、地域と連携した特色ある教育活動（地域連携教育や小中一貫教育）の活性化や児童生徒数の増加を図る。

##### (4) 導入時期

令和7年4月1日（令和6年秋から特認校制度を利用した転入学に係る募集を開始する。）

2 児童数及び学級数（令和5年5月1日現在）

(1) 児童生徒数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	合計
厚陽小学校	11	8	8	7	8	11	1	54
厚陽中学校	6	10	11	/			1	28

(2) 学級数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	複式	合計
厚陽小学校	1	1	1		1	1	1	1	6
厚陽中学校	1	1	1	/			1	0	4